

令和7年度 放課後児童クラブ キッズみどりヶ丘 利用の手引き

1.入会できる基準

鳥栖市在住の小学1年生から6年生までの児童で、以下の理由の何れかに該当し、昼間保護者等が家にいない児童が対象となります。

* 通年利用は基本的に麓小学校区・旭小学校区児童を対象としています

※学校開校時において、旭小学校区児童は車で迎えに行きます

(1) 学校開校時の利用の場合

児童と同居している家族全員（満65歳以上の方を除く）が、

- ①会社等に勤めている場合(常勤・臨時・パートなど)、
- ②自営(農業経営を含む)を行っている場合、内職をしている場合、
- ③疾病等で入院または療養している場合
- ④親族を常時看護・介護している場合
- ⑤妊娠中または出産後間もない場合(出産予定日前2か月、出産後2か月まで)
- ⑥各種学校等に通っている場合(就学期間中)
- ⑦震災、風水害、火災などに遭い、その復旧にあたっている場合

※①②については、「週4日以上就労し、就業時間が15時30分以降」の場合が対象。

(2) 学校休業日の長期休暇時利用の場合

学校開校時の通常利用の場合と同様です。

※上記①②については、「週4日以上就労し、7時から18時の内4時間以上」の場合が対象。

2.「キッズみどりヶ丘」の利用期間・時間

- ①利用期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- ②利用時間 平日(放課後~18時)/学校休業日(夏休み等)の平日(7時~18時)
土曜(7時~18時)/延長利用(18時~19時)
※土曜・延長のご利用は別途申込が必要です。
- ③帰宅時間 児童のみでの帰宅は安全面を考え、小学校の最終下校時刻(16時30分)までを許可しています。16時30分以降は、必ず、保護者のお迎えをお願いします。

3.休・閉会日

原則として、

①日曜日 ②祝祭日 ③盆休み(8月13日~8月15日) ④年未年始(12月29日~1月3日) ⑤その他 災害、感染症等による学校臨時休校日

※台風などの自然災害時に小学校が休校となった場合は、「キッズみどりヶ丘」も休みになります。

※新型コロナウイルス、インフルエンザ等で小学校が学級閉鎖となった場合は、その学級の児童は利用することはできません。

※小学校が緊急下校となった場合は、車両にてお迎えに行く予定ですが、状況により保護者に連絡を取り、お迎えに来ていただく場合があります。

4.入会に必要な書類

(1) 令和7年度利用申請書…児童1人につき1部

(2) 家庭で保育ができないことを証明する書類(下表参照)

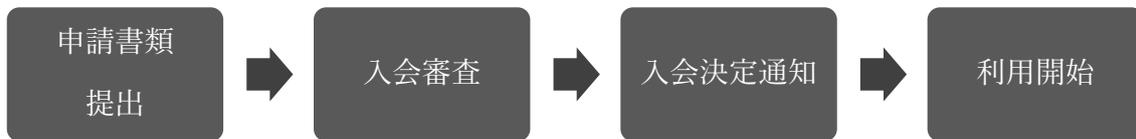
申請1世帯につき(様式1、利用児童数 様式2、1部 数が足りない場合はコピーしてご記入ください)

(3) 誓約書

☞児童と同居している満65歳以上の方を除く家族全員分が必要

入会理由	提出書類
会社等に勤めている場合(常勤・臨時・パートなど)	就労証明書(様式1)
自営(農業経営含む)・内職を行っている場合	就労証明書(様式1)
疾病等で入院または療養している場合	申立書(様式2)と医師の診断書等
親族を常時看護・介護している場合	申立書(様式2)と医師の診断書等
妊娠中または出産後間もない場合 (出産予定日前2か月、出産後2か月まで)	申立書(様式2)と母子手帳の写し (母の名、予定日または出産日がわかる部分)
各種学校等に通っている場合(就学期間中)	申立書(様式2)と学生証又は在学証明書等の写し
震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	申立書(様式2)と罹災証明

5.入会の流れ



*受付の締め切りは令和7年1月10日まで。

その結果は2月中にお知らせします。

*定員に達しなかった場合には、3月10日まで随時受け付けします。

なお、必要な書類については、結果を通知した時にお知らせします。

6.入会後の各種届出について

(1)ご利用内容の変更について

①やむを得ない理由で、利用の内容を変更(9月からやめたい、平日基本コースのみを土曜日や延長保育まで利用したいなど)される場合は、指定の変更届の提出が必要です。

②前月10日が利用コース変更届出の期限となりますので、期限内に提出をお願いします。

(2)退会について

①やむを得ない理由(転居や保護者等の退職等)により、入会の基準を満たさなくなった場合は、速やかに指導員又は事務局に連絡をしてください。退職後、就業する予定がない場合(退職日の翌月20日までに新しい職場の就労証明書の提出がない場合)は退会の手続きが必要です。

※変更の届出をせずに利用されない日があっても、利用料・おやつ代の返金はありません。

(3)保護者が勤務予定で入会されたとき

①入会后、速やかに勤務確定後の就労証明書を再度提出してください。

(4)保護者が転職したとき・期限付き就労のとき

①保護者が転職をされた場合は、速やかに支援員に連絡し、新しい職場の就労証明書を新たに提出してください。

②保護者の就労が、期限付きの場合は、期限満了後、翌日20日までに新期限を定めた就労証明書を提出してください。提出されない場合は退会手続きをしていただきます。

(5)緊急連絡先について

①緊急(台風の接近・体調不良等)に、保護者に連絡が必要になった場合には就労先に連絡を

入れることがあります。勤務先等変更になった場合は、支援員に申し出をされて、新たな就労証明書を提出してください。

7.毎月の利用料 *利用料は鳥栖市なかよし会と同様減免制度があります

(1) 学校開校時の利用の場合

月単位

基本コース	オプション (月極め)		口座振替日
平日 (月曜～金曜)	土曜利用	延長利用 (月曜～土曜)	
放課後～18時	7時～18時	18時～19時	
利用料	利用料	利用料	
7,500円	3,700円	4,200円	当月1日

〔利用期間〕

- ① 4月・・・1学期の始業式(1年生は入学式)から4月末日まで
- ② 7月・・・7月1日から1学期の終業式まで
- ③ 12月・・・12月1日から2学期の終業式まで
- ④ 1月・・・3学期の始業式から末日まで
- ⑤ 3月・・・3月1日から修了式まで

(2) 学校休業日の長期休暇時利用の場合

長期休暇のみの料金

・(1)の基本コース利用者は基本料金にプラス

期間	基本コース	オプション		口座振替日
	平日 (月曜～金曜)	土曜利用	延長利用 (月曜～土曜)	
	7時～18時	7時～18時	18時～19時	
	利用料	利用料	利用料	
春休み (4月)	4,300円	1,400円	1,300円	4月1日
夏休み	19,600円	6,100円	5,500円	8月1日
冬休み	4,300円	1,400円	1,300円	12月1日
春休み (3月)	4,300円	1,400円	1,300円	3月1日

〔利用期間〕

- ・春休み(4月)・・・4月1日から1学期の始業式前日(1年生は入学式前日)まで
- ・夏休み・・・1学期終業式翌日から2学期始業式前日まで

- ・冬休み・・・2学期終業式翌日から3学期始業式の前日まで
- ・春休み(3月)・・・3学期修了式翌日から3月末日まで

※(1)(2)の各オプション(土曜・延長)利用は、基本コースをご利用の方のうち、次に該当する方のみ利用ができます。(オプションのみの利用はできません)

土曜利用	延長利用
土曜日、家庭で保育ができない方 (原則、土曜勤務の方)	原則、18時以降まで勤務の方 (通勤時間含)

※延長利用以外の方のお迎えが18時を超えた場合は、下記、(3)のスポット(単発)利用の扱いとなります。

(3) スポット(単発)利用の場合

学校開校時 長期休暇時	1日スポット利用 (7時～18時)	延長時間スポット利用 (18時～19時)
	利用料(1日につき) 1,400円	利用料(1日につき) 500円

①上記(1)(2)基本コース利用の保護者が残業など仕事の都合で、延長保育等を一時的に必要とする場合に、1日単位で利用できます。

②スポット(単発)を利用される場合は、事前の申し込みが必要です。(定員に空きがある日のみ受け入れます。)

③1日スポット・延長スポット時間利用時のお願い

1日スポットと延長時間スポットは、申し込みをされた児童数に応じた支援員数を配置し保育します。

子どもたちの安全確保のために、スポット(単発)で利用される方は、必ず事前に申し込みをお願いします。また、申し込み後に利用の必要がなくなった場合には、必ず「キッズみどりヶ丘」に連絡をお願いします。

	申込方法	申込期限
1日スポット利用	単発利用申請書を提出	利用する週の3日前まで
延長時間スポット利用	単発利用申請書を提出	利用することがわかり次第

※月の途中で、月ぎめの契約へ変更はできません。

(4) 利用料の納入方法について

①納入は児童毎、利用月の1日「佐賀銀行」の指定された口座から自動振替を行います。振替日に金融機関がお休みの場合は、翌営業日の振替になります(夏休み7・8月分は、8月1日の振替)。

②なお、毎月1日に振替ができなかった場合は、現金で直接「キッズみどりヶ丘」の指導員

にお支払いください。利用料を滞納された場合は、強制退会していただくことがありますのでご了承ください。

③利用期間内に欠席が多い場合でも利用料の返金はありません。

(5) 佐賀銀行自動振替手続について

①利用料は、佐賀銀行口座から自動振替による払込となります。

そのため自動払込利用申込書を佐賀銀行に提出していただく必要があります。

②入会決定後、自動払込申込書の用紙をお渡ししますので、最寄りの佐賀銀行へ提出してください。

③佐賀銀行に口座をお持ちでない方は、事前に口座の開設をお願いします。

8. 傷害保険について

①入会と同時に傷害保険として、スポーツ安全保険(年間 800 円)に加入していただきます。補償範囲は、お問合せください。

保険料の納入がない児童は、お預かりできませんのでご注意ください。

②保険の適用は、利用開始日から適用されますので、けが等で通院された場合は指導員へお問い合わせください。

9. 各種連絡について

①連絡ノートについて

「キッズみどりヶ丘」で連絡ノートを配布します。指導員との連絡は、連絡ノートにお書きください。

②欠席・早退について

事前にわかっている場合は、前日までに連絡ノートでお知らせください。緊急の場合は、当日、電話・メールで連絡してください。子どもの口頭での連絡は認めておりません。

③小学校への連絡について

下校の指導の関係上、「キッズみどりヶ丘」へ下校する旨、小学校の担任の先生に連絡してください。

10. 持参するもの

①制作等に使用するもの(のり、鋏、セロテープ等)

②着替え用の衣類…下着(上下)、靴下、タオル等一式を記名の上、(記名入り)袋に入れて持参してください。かばん棚に置いておきます。適宜、補充・交換をお願いします。

※必要のないお金や玩具等は持たせないでください。

11.おやつ、お弁当について

- ①通常時間はおやつがあります。おやつは「キッズみどりヶ丘」で用意します。欠席の場合は、衛生上の問題から取り置きしませんのでご了承ください。(延長時間にはおやつはありません)
- ②土曜や長期休業中はお弁当・水筒を持参してください。「キッズみどりヶ丘」では昼食は一切準備しません。

12.その他

- ①宿題の指導は行っていません。ご家庭でご確認ください。
 - ②習い事への送迎は致しません。
- ※「キッズみどりヶ丘」から習い事に行くことは可能ですが、予め外出届を提出していただく必要があります。ただし、習い事から「キッズみどりヶ丘」に帰ってくる時間が16時30分をすぎる場合は、児童の安全を確保するため、必ず大人の方(習い事に関する関係者等)同伴でない限り外出を認めておりません。

【問い合わせ先】 〒841-0072
佐賀県鳥栖市村田町 1250 番地 1
社会福祉法人椎原寿恵会 本部
電話番号： 0942-82-2301
担当 井上（イノウエ）
メール： kids-m@magokoro.or.jp